

## 第25回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月25日(金) 午前9時30分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 委員会室
3. 出席委員(9人)

1番 卷坂 藤博	2番 後藤恵美子	3番 齋藤 祐一
4番 渡部由美子	5番 長岡 賢市	6番 渡部 晃子
7番 手塚 康博	8番 遠藤 智行	9番
10番 安部 数幸		
4. 欠席委員 9番 二瓶 幸浩
5. 農業委員会事務局員 上田信幸事務局長 佐藤智昭局長補佐 大谷部良明主事 鈴木慎主事補
  
6. 議事日程
  - 日程第1 会議録署名委員の指名について
  - 日程第2 会期の決定について
  - 日程第3 報告第65号 農地改良届の受理の報告について
  - 日程第4 報告第66号 非農地証明交付申請の報告について
  - 日程第5 報告第67号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - 日程第6 報告第68号 農地法第18条の規定による報告について
  - 日程第7 議案第79号 現況が非農地である登記簿上農地の土地について
  - 日程第8 議案第80号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長

連日の猛暑で、朝の挨拶が大変ですねということで、最近にないくらい暑さが続いております。みなさんの体調管理はいかがでしょう。北海道でも40度が出るくらいで、北見市でも、高い気温が記録されたということで、ここまですると異常気象もなかなか大変なところもありました。

少し前に、飯豊町に洪水の警戒アラートが出た小屋地区ですが、あれ以来、全然降ってなくて、白川ダムの貯水量はありますが、ダムに入ってくる水がかなり減ってきているのが目に見えてきます。出穂時期に水が本当にいる時期になるので、その辺が心配な時期であります。今日は雷注意報も出ていましたが、その様子だとなかなかないと思うと所であります。

国内において、先日、参議院選挙が行われまして、自民党と惨敗ということで、県内でも無党派の方が当選されましたが、それに合わせて、日米の完全交渉、当初はトランプ大統領が25%と言っていたのが、一律下げて15%で決着を迎えとありましたが、農業に関する部分では、ミニマムアクセス米を輸入に年間77万トンが、無税で輸入しなければならない部分で入ってきましたが、77万トンの枠を変えないでアメリカ産の割合を多くするという内容が盛り込まれておりました。その中で国としては、家畜用の餌になる米をしておりましたが、小池農林水産大臣の話の中では、中流種の米も中には入ってくるだろうと思います。国内の需要によっては、主食用米としてはあり得るという言葉もあったので、今後の動向、また、担当大臣の詳細な内容が、国内に廻されると思いますので、みなさんと共に注目して頂きたいと思うところであります。

今日は暑いですが、7月に草刈りをして、8月に見てもしょうがないという意見があったので、例年通りなら8月に行っている農地パトロールを、1カ月前倒して行います。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまより第25回飯豊町農業委員会総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、4番渡部由美子委員、5番長岡賢市委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが異議ございませんか。

委 員

全員異議なし。

議 長

異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは、日程第3報告第65号「農地改良届の受理の報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部主事

それでは農地改良届の受理の報告について説明致します

1 番	届 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	椿字大開二 7 3 6-1	
	地目地積	田 1 筆で 174 m <sup>2</sup>	

申請地は、飯豊町役場から東に約 1.5 キロにある農地であります。農地改良を必要とする理由ですが、農地段差をなくして、農作業をしやすくするための改良であります。地目は田であります。転作地として畑になっておりますので、農機具等の出し入れが安全に出来るようにと伺っております。工事期間は令和 7 年 6 月 16 日から令和 7 年 7 月 16 日までの予定でありましたが、1 カ月ほど伸びており、8 月 16 日までかかると連絡がありました。施工会社は、〇〇〇であります。工事の概要は 0.7 m 盛土をして、現状の土を利用して、40 cm ほど上げる予定であります。工事完了後は、野菜を作付けする予定にしております。白川土地改良区から同意を頂いております。地元農業委員であります齋藤祐一委員、推進委員の後藤康則委員と現地確認を行っております。以上、報告致します。

議 長 報告ですので、ご了承ください。それでは、日程第 4 報告第 6 6 号「非農地証明交付申請の報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

鈴木慎主事補 それでは非農地証明交付申請の報告について説明致します

1 番	届 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	高峰字毛下野七 3250-2	
	地目地積	田 1 筆で 32 m <sup>2</sup>	
2 番	届 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	中字酒町西 1119-5	
	地目地積	畑 1 筆で 306 m <sup>2</sup>	

1 番の案件について説明致します。非農地となった時期および事由ですが、昭和 60 年頃住宅の敷地として現在まで使用しております。現地調査の結果農地としての機能が失われていると判断いたしました。非農地証明事務取扱要領に基づき、7 月 7 日、安部会長、巻坂委員、寒河江委員の農業委員 3 名と事務局大谷部、鈴木で現地確認を行いました。

1 番の案件について説明致します。非農地となった時期および事由ですが、昭和 50 年 10 月 30 日に現在の住宅を建築し、現在に至っております。現地調査の結果農地としての機能が失われていると判断いたしました。非農地証明事務取扱要領に基づき、7 月 7 日に、安部会長、長岡委員、渡部晃子委員の農業委員 3 名と事務局大谷部、鈴木で現地確認を行いました。以上、報告致します。

議長 報告ですので、ご了承ください。それでは、日程第5報告第67号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部主事 それでは農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します

1番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	被相続人		〇〇〇
	申請地	黒沢字叶内 2977-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 7,018 m <sup>2</sup>	

1番は、令和6年6月13日相続による取得で、あっせんの希望はありません。以上1件についてご報告致します。

議長 報告ですので、ご了承ください。それでは日程第6報告第68号「農地法第18条の規定による報告」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部主事 農地法第18条の規定による報告につて説明を致します。

1番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	宇津沢字不動前 1-2 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 875 m <sup>2</sup>	
2番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	黒沢字高柳 2524-1 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 7 筆で 16,032 m <sup>2</sup>	
3番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	黒沢字高柳 2524-1 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 7 筆で 16,032 m <sup>2</sup>	
4番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	添川字上町三 5072 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 4,873 m <sup>2</sup>	
5番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	添川字上町三 5072 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 4,873 m <sup>2</sup>	

1 番の案件ですが、農林整備室の測量等で現場に行ったときに、原野となっており、農地として使えないということで、報告がありまして、そのための解約になります。以上、5 件につきまして報告致します。

議長 報告でありますので、ご了承ください。続きまして、日程第7議案第79号「現況が非農地である登記簿上農地の土地について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部主事 現況が非農地である登記簿上農地の土地について、農林整備室で行っている地籍調査事業において登記上農地あるのに、現況地目が非農地になっている農地について意見を求めることを議題とします。

1 番	申請者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	宇津沢字不動前 1-2 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 875 m <sup>2</sup>	

議長 ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。報告でありますので、ご了承ください。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。承認することに決定いたしました。日程第8議案第80号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部主事 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。新規の所有権移転が1件であります。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字山王原 2324	
	地目地積	田 1 筆で 2,099 m <sup>2</sup>	

以上1件につきまして、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を満たしており問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並び補足説明をお願い致します。6番渡部晃子委員

渡部委員 〇〇〇は、水稻を作付けしており、所有する農地の隣にあるようです。金額も方も

お互い納得しておりますので、何ら問題ないと思われまので、ご審議のほどお願い致します。

議長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。承認することに決定いたしました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第25回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

(午前9時50分会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和7年7月25日

議長 安部 茂幸  
署名委員(4番) 渡部 由美子  
署名委員(5番) 長岡 賢市